

## 台風等の自然災害における教育活動の中止判断基準

### 1 気象情報に対する判断基準

#### (1) 平常授業

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合や、JRが上下線とも不通で通学路が危険な場合	休校または自宅待機
午前10時30分	上記警報等の状況にある場合	休校
	上記警報等の状況にない場合	午後から授業を実施

#### (2) 定期試験

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合や、JRが上下線とも不通で通学路が危険な場合	休校

#### (3) 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	休講

#### (4)ー1 部活動(朝から活動)

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	休み

#### (4)ー2 部活動(午後から活動)

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前10時30分	波浪を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風にあつては1つ)、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	休み

### 2 一定震度以上の地震の発生に対する判断基準

#### (1) 高知市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

地震発生時刻	対応
午後5時～午前0時	授業・定期試験：翌日を休校とする。 部活動・補習等：翌日を休みとする。
午前0時～午前8時30分	授業・定期試験：当日を休校とする。 部活動・補習等：当日を休みとする。

#### (2) 大津波警報、津波警報発令の場合

判断する時刻	警報等の状況	対応
午前5時00分	「大津波警報」「津波警報」のいずれかが、学校のある市町村及び隣接する市町村に発令されている場合	授業・定期試験：休校 部活動・補習等：休み

- (注) ①居住地域や通学地域が上記状況にある場合は、登校を控え安全確保に努めること。  
 ②判断する時刻に上記状況になくとも、台風の接近など、その後の上記状況となることが明らかである場合も、登校を控えること。  
 ③これら以外でも休校等になる可能性がある。その場合は、対応状況を学校ホームページ及びClassiに掲載するので、確認を行うこと。  
 ④外部機関が実施する事業は、外部機関によるが、上記基準を原則とした対応をとること。

※ 警報の種類…大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮